

行政の焦点



平成26年に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月において過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行なっています。

- 過労死等防止対策推進シンポジウム等概要
- 過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、11月を中心に47都道府県で計48回、シンポジウムを開催
- 1、労使の主体的な取組を実施
- 2、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施
- 3、重点監督を実施
- 4、電話相談を実施

業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談

11月は「過労死等防止啓発月間」として集中的な周知・啓発等の取組を実施

などを行いました。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」を実施

1）（委託事業）を実施。



各事業場における労働時間の現状を見る

と、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、まだ長時間労働の実態が見られます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給件数についても依然として高い水準で推移するほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働による健康障害を防止するためには、全衛生に関する法令を遵守していただき、ワーカー・ライフ・バランスのとれた職場環境作り、メンタルヘルス対策、相談体制の整備などを推進する取組をお願いいたします。

労働時間を管理するためのシステムの整備、③労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化及びチェック体制の整備などの措置が必要になります。

組を促す
キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力を要請。

2、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」を実施

1）（委託事業）を実施。

1、労使の主体的な取組を実施

2、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施

3、重点監督を実施

4、電話相談を実施

1、労使の主体的な取組を行なうほか、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業を行なう企業などへの重点的な監督指導。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国48会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」